はじめにお読みください

本工事の入札にあたっての注意事項を記載しています。ご一読ください。

《「入札参加者心得」があります》

以下の埼玉県ホームページ（以下：埼玉県ＨＰ）をご確認ください。

●知事部局：（ http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html）
総務部入札課の「入札・契約事務関係例規集」にある「７　入札執行」

《入札についての問い合わせ先》

●埼玉県土地開発公社　総務担当（０４８－８２９－２３４１）

《入札参加者に必要な資格の所在地（公告文１１「所在地」）の考え方》

●【「本店又は主たる営業所」が埼玉県内にあること】とは、建設業法に規定する「主たる営業所」（通常は本店）が埼玉県にあることです。例えば東京都に本店があり、さいたま市に営業所がある場合は、参加資格がありません。

●【「本店又は主たる営業所」又は「営業所」が埼玉県内にあること】とは、建設業法に規定する「主たる営業所」（通常は本店）が埼玉県にある。または、入札参加資格者名簿に登載された営業所が埼玉県内にある場合に、参加資格があります。

《資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準》

●同族企業同士が行った入札は無効となります。

●詳しくは、埼玉県ＨＰ「入札・契約事務関係例規集（建設工事等)」「３一般競争入札」「７資本関係又は人的関係がある者(以下「同族企業」という。)同士の同一入札への参加を制限する運用基準（PDF：1,152KB)」をご確認ください。
（http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html）

●また、併せて埼玉県ＨＰ「入札・契約事務関係例規集（建設工事等)」「３一般競争入札」「９設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（PDF：276KB)」もご確認ください。

《配置技術者の恒常的な雇用の徹底等について》

●建設業法により、主任技術者・監理技術者は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならないとされています。詳しくは、埼玉県ＨＰ[総合トップ ＞ しごと・産業 ＞ 建設業 ＞ 公共工事 ＞ 実務要覧・例規等 ＞ 技術管理例規集]の「技術者専任関係」「「おしらせ」埼玉県発注工事における配置技術者の恒常的な雇用の徹底等について.pdf」をご確認ください。
（http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-gijutu-reikisyu.html）

《事後審査型入札の参加申請では資料の添付は不要です》

●事後審査型入札においては、入札により競争参加資格確認申請書を提出する際、添付資料は不要です。

《ルールに反した質問をすると入札参加ができなくなります》

●入札での質問の題名欄・質問事項欄、及び質問書（ファイル名、文書等）に、特定の企業名や個人名の記入があった場合、質問にはお答えできません。また、**その質問者の入札は無効とします。**

●工事（業務）の内容に関して電話による質問は一切お答えできません。

●添付の「質問書」に記入し、ファイル形式を変えずに添付してください。

《発注者から重要なお知らせを掲示する場合があります》

●「質問に対する回答」を利用して、発注者から入札に対する重要なお知らせを行うことがありますので、質問がない場合でも必ずご確認ください。

《入札金額見積内訳書の提出は十分にご注意ください》入札無効となる可能性があります

●詳しくは、埼玉県ＨＰ「入札・契約事務関係例規集（建設工事等）」「7 入札執行」「2 建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱い」をご確認ください。
（http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html）

●内訳書は一度添付したら修正ができませんので、入力内容を十分にご確認ください。

・添付する案件に間違いはありませんか？（特に複数の入札に参加する場合など）
・入力した内容に間違いはありませんか？
・入札金額見積内訳書と入札書の額は合っていますか？

●内訳書のファイル名の括弧内（会社名）を変更し、ファイル形式を変えずに添付してください。

《総合評価方式による入札の落札者決定まで》

●総合評価方式による一般競争入札（事後審査型）の開札後の流れは価格競争による入札とは異なりますのでご留意ください。

●詳しくは、埼玉県土地開発公社ＨＰ「入札要綱・様式」にある「総合評価方式活用ガイドライン」をご確認ください。

（https://www.sld.or.jp/）

《契約手続きは発注課所で行います》

●契約手続きは発注課所で行うことになります。詳しくは添付の「③落札後の注意事項（工事)」をご確認ください。

《金入り設計書について》

●提供は行っておりません。必要な場合には発注課所へお問い合わせください。

●発注課所の掲載場所

公告文

末尾の【総合評価方式に係る入札説明書に関する問い合わせ先】として記載しています。